

高知大学教育学部長候補者選考規則施行細則

平成16年4月1日
規則第177号

最終改正 平成27年3月4日規則第91号

(趣旨)

第1条 この細則は、高知大学教育学部長候補者選考規則（以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、教育学部長候補者選考の実施に関し必要な事項を定める。

(選挙期日の告示)

第2条 教授会が選挙期日を定めたときは、規則第6条に規定する選挙管理委員会（以下「管理委員会」という。）はその期日の10日以前に学部内に告示する。

(選挙の通知)

第3条 管理委員会は、規則第3条により選出されたものの氏名、略歴、選挙の日時、投票及び開票の場所を、選挙期日の10日以前に選挙有資格者に通知する。

(投票の様式)

第4条 選挙は一定の様式（別表様式(1)及び(2)）による投票用紙を用い、選挙の当日投票場において選挙有資格者に交付する。

(不在者投票)

第5条 選挙有資格者がやむを得ない事由により、選挙の当日投票場へ出向くことが困難であるときは、管理委員会の承認を得て、不在者投票を行うことができる。

2 不在者投票は、あらかじめ管理委員会に事由を具して申し出、投票用紙及び封筒（別表様式(3)）の交付を受け、選挙の前日までに、管理委員会に提出することにより投票することができる。

(開票)

第6条 管理委員会は、投票終了後、速やかに開票を行うものとする。

(無効投票)

第7条 次の投票は、これを無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 投票締切時刻後の投票
- (3) 投票用紙に2人以上の氏名を記載したもの
- (4) 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

(5) 候補者の氏名のほか他事を記載したもの。ただし、役職敬称の類は、この限りでない。

2 投票の有効無効の判定は、管理委員会が行う。

(当選の辞退)

第8条 当選者は、やむを得ない事由があるときは、当選を辞退することができる。当選の辞退は3日以内に教授会に申し出るものとする。

(再選挙)

第9条 教授会は、前条の辞退を認めたときは、速やかに再選挙を行うものとする。

(選挙の事務)

第10条 管理委員会は、事務職員を指定して選挙の事務に当たらせる。

(補則)

第11条 この細則の定めるもののほか、必要ある場合は、その都度教授会が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日より施行する。

附 則 (平成21年10月14日規則第32号)

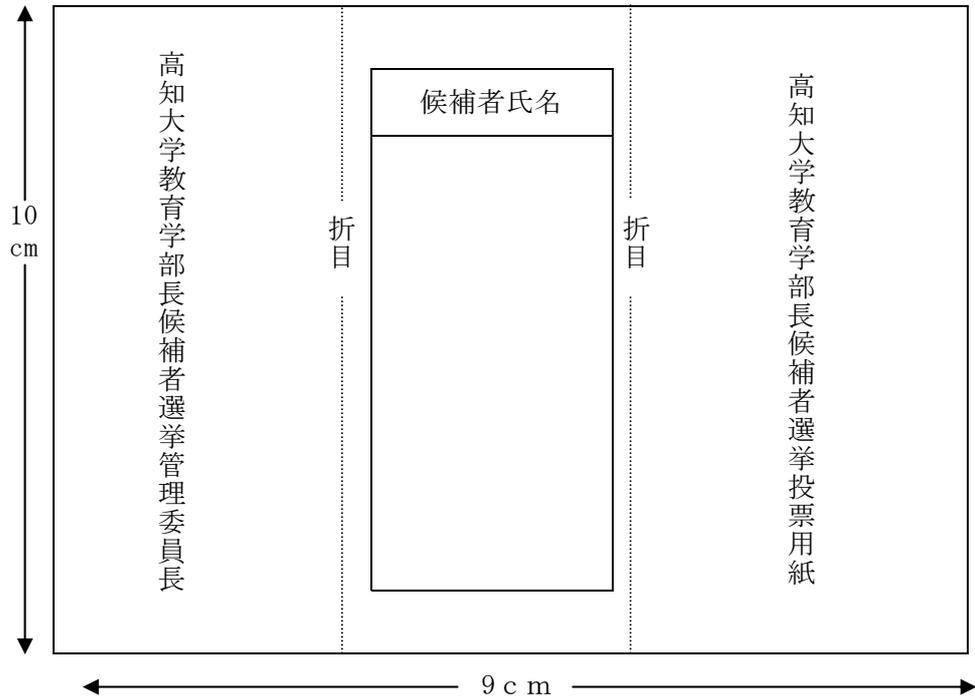
この細則は、平成21年10月14日から施行する。

附 則 (平成27年3月4日規則第91号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

別 表

投票用紙
様式(1)



様式(2) (決選投票用)
様式(1)のものを朱書したものとする

様式(3) 不在投票封筒

